

児童手当

住所・氏名・銀行口座 変更届

(提出先) 大 阪 市 長

令和 年 月 日

変更した年月日 令和 年 月 日

※太枠の中だけ記入してください。該当する項目にチェックをしてください。

受給者	フリガナ		男 女	昭和・平成・西暦 年 月 日
	氏 名	<small>必要な公簿を閲覧されることに異議ありません</small>		
	住 所	電話 — —		

対象者	<input type="checkbox"/> 世帯全員 <input type="checkbox"/> 受給者 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 児童(全員) <input type="checkbox"/> 児 童 (一 部)
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 氏名変更

変更理由	<input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 養子縁組 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> 口座名義変更 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未 (変更予定 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) <small>※受給者が氏名変更した場合に記載してください。口座名義変更済であれば、下記の口座変更に記載してください。</small>

変更内容	変更前	
	変更後	
	変更前	
	変更後	

□ 口座変更	ゆうちょ銀行(5桁-8桁を右づめで記入)				1				0	—								1
	銀行・金庫 信組・農協				支 店 出張所		支店コード (3桁)			普通・当座								
	口座番号 (右づめ)				口座名義 (カナ・アルファベット)													

□ 年金変更	ア. 厚生年金保険	※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 () 私立学校教職員共済 () 国家公務員共済 () 地方公務員等共済
	イ. 国民年金	
	ウ. その他 ()	

決裁	課長	課長代理	係長	担当	令和 年 月 日	備 考	
	区内・区間	被・非被・特例	認定番号	—	処理	確認	入力

【記入上の注意】

1. 次のような場合、変更届を提出してください。
 - ① 受給者、配偶者及び支給要件児童の氏名を変更したとき
 - ② 受給者が大阪市内で住所を変更したとき
(※受給者が大阪市外へ転出した場合は「受給事由消滅届」を提出してください)
 - ③ 配偶者及び支給要件児童が住所を変更したとき
 - ④ 現在受給している児童手当の振り込み先を変更するとき
 - ⑤ 受給者が加入年金を変更したとき
 - ⑥ 離婚協議中であり同居している父母として認定されていた者で、その後離婚が成立したとき
2. 「住所」の欄は、受給者の住民登録の住所を記入してください。
3. 「変更した年月日」は、変更の事由が発生した年月日を記入してください。
4. 「口座変更」の欄は、変更希望先の受給者名義の金融機関の口座を指定し、預金通帳等口座番号が確認できるものを用意してください。
(受給者名義以外(配偶者・児童等)には振り込めません。) ゆうちょ銀行への振込みを希望される方は、通帳・カードに記載の「記号番号」(5桁―8桁)をご記入ください。振込専用口座番号には、区保健福祉センター地域保健福祉課(保健福祉)で読み替えを行います。
5. 「年金変更」の欄は受給者の加入年金を記入してください。
6. 支給対象児童が住所を変更し、以下に該当する場合は「別居監護申立書」を提出してください。
 - ① 大阪市内から大阪市外の市町村に住所を変更したとき
 - ② 大阪市外の市町村からさらに別の市町村に住所を変更したとき
 - ③ 大阪市外の市町村の区域内で住所を変更したとき
7. 第3子以降の多子加算の対象となる子(18歳に達した日以後の最初3月31日を経過した後、22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつその生計費を負担している子)が氏名、住所及び職業等を変更したときは、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。